平成３０年度観光客の利便性・満足度向上事業（観光施設等のトイレの洋式化）実施要領

平成３０年６月８日　30 香観協 28 号

この実施要領は、平成 30 年度観光客の利便性･満足度向上事業（観光施設等のトイレの洋式化）補助金交付要綱（平成 30 年６月８日　30 香観協 28 号）（以下「交付要綱」という。）のほか、平成 30 年度観光客の利便性・満足度向上事業（観光施設等のトイレの洋式化）事業の実施に当たって必要な事項を定める。

１　事業実施について

補助を受けようとする事業者は、公益社団法人香川県観光協会会長（以下「会長」という。）に要望を提出する。

会長は、提出された要望が適当であると判断すれば、補助事業対象者に対して、補助金額等を内示する。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を会長に提出する。

２　軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第８条第１項第１号ただし書きに規定する会長が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

・様式第３別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

３　基本的な考え方

訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客が現に多く利用している、もしくは今後多く利用することが想定される無料の公衆トイレを対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営する施設内に所在するトイレは除くものとする。

４　立地要件

①立地要件（範囲）

本補助事業の対象となる公衆トイレは、利用者を特定せず、広く無料で開放している水洗トイレであって、以下のⅠ）、Ⅱ）又はⅢ）のいずれかの範囲に所在するものとする。

Ⅰ）「観光スポット」内

Ⅱ）「観光スポット」の周囲

Ⅲ）「観光スポット」へのアクセス経路（周辺の施設から該当の「観光スポット」へアクセスする際の主な移動経路となるエリア）

※「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている（と推定される）観光施設等を言います。

（対象外の公衆トイレ）

・Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲に所在しない公衆トイレ

・Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲でも地域住民の利用が主たる公衆トイレ
・公共空間であっても観光スポット等の利用料を収受しなければ入場できない箇所（有料の観光施設内や鉄道駅の改札内含む）にある公衆トイレ

②立地要件（情報発信）

本補助事業の対象となる公衆トイレは訪日外国人旅行者に対して分かりやすくトイレの所在を示すものとし、以下のⅠ）、Ⅱ）の全てを満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

Ⅰ）対象となる公衆トイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語またはピクトサインにより表示している。

Ⅱ）対象となる公衆トイレの所在を地域で作成している多言語の散策マップや WEB 等で発信している、または計画があること。

※観光スポット周辺の広く無料で開放しているトイレについて、その所在を一体的に発信していることが望ましい。

5　補助対象経費

①　基本整備項目

・和式便器の洋式化
・洋式便器の増設
・洋式便器の旧式から新式への交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。）
・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）

上記整備を実施する場合、撤去・内装・衛生設備・取付・建具・電気設備工事、及び設計・工事管理費等を補助対象とする。

②　追加整備項目

※　追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、必要最低限の整備を補助対象とする。

・温水洗浄便座の設置（多目的トイレへの設置も含む。）
・ハンドドライヤーの設置
・洗面器の設置・交換・自動水栓化
・化粧鏡の設置・交換
・小便器の設置・交換（旧式→新式）
・室内外照明ＬＥＤ化
・室内冷暖房の設置
・外装工事（躯体工事は除く。）
・窓の交換
・入口ドアの設置・交換

・多言語またはピクトサイン等による案内標識（トイレであることを示す標識や、トイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板）
・トイレ施設内のピクトサインや多言語表示の設置
・多目的トイレに関わる設備
・その他

③　補助対象外経費

土地の取得に要する費用は対象外。

また、公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、浄化槽の設置等）、建替・増築・新築等の躯体の新設工事は対象としない。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 8 日から施行する。